

磁気共鳴専門技術者資格認定細則

1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第5条に基づき日本磁気共鳴専門技術者を取得するための資格認定に関することを定める。

2. 適用範囲

この細則は、認定試験を受験するための資格条件である学術成果、装置の精度管理、安全管理について、および認定試験に関することに適用する。

3. 申請資格

(1) 構成団体への在籍

構成7団体のいずれかに在籍して申請時点で2年以上を経過した者。

(2) MR装置の操作経験

経験年数については不問。

(3) 学術成果

MRIに関する学術研究発表を3回以上、もしくは日本学術会議に登録された学会または相応と認める関連学術団体への投稿論文1編以上を有すること。地方支部や商用雑誌に掲載された論文は含まない。

学術研究発表は、日本磁気共鳴医学会、日本放射線技術学会の地方支部学術大会以上、日本診療放射線技師会の地域診療放射線技師学術大会以上、日本臨床衛生検査技師会の地方会または地区学会以上、日本医学放射線学会の地方会以上ならびにそれに準ずる学術学会とする。都道府県診療放射線技師会や認定研究会ならびに任意の学術団体での発表は含まない。

日本診療放射線技師会の会員資格のある者は、以下のA) B)の双方を取得していれば同等とみなす。A) 生涯教育の診療放射線技師基礎講習 医療基礎コースの3科目(①医療安全学, ②救急医療学, ③医療社会倫理学(旧_医療学))を受講している。もしくはアドバンス診療放射線技師以上を取得している。B) 基礎技術講習の「MRI検査」を受講、もしくは旧MRI検査技能検定を取得している。

(4) 装置の精度管理

機構が提示した装置の精度管理に関する性能評価を行った測定データを添える。

(5) 施設の安全管理

被検者ならびにスタッフのための施設が備えている安全管理マニュアルを添える。

(6) 安全管理講習会

認定試験を受けようとする者は、本機構が主催する安全管理講習会を受講しなければならない(試験日に安全管理講習会を開催する)。

(7) 再受験者

再受験者は受験時の受講票の証明によって、上記(3)(4)(5)を免除する。

4. 認定試験受験資格

申請資格を満たし、所定の認定試験料を支払った者に受験資格を与える。

受験資格を得た後に認定試験を欠席した者は、次回申請時は再受験者として扱う。

5. 資格認定授与

認定試験にて基準得点を超え、磁気共鳴専門技術者としての知識と資質を有し、技術の教育・普及および安全啓発ができると評価した者を認定する。

6. 認定費用

書類審査申請料：3000円

安全管理講習会受講料および認定試験受験料：7000円

日本磁気共鳴専門技術者認定料（登録料）：10000円

7. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。

[2005年8月3日制定]

[2012年3月9日改定]

[2015年3月10日改定]

[2019年3月10日改定]